

令和4年度 配水管給水管漏水調査業務委託

第1節 一般事項(総則)

委託者及び受託者は、この仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

第1条 目的

本仕様書は、管路等維持管理の業務委託に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適切な履行を図るために定めるものである。

第2条 業務範囲

本委託業務は、水道施設のうち管路等の点検調査・給水管路調査を行うことを業務範囲とする。

第3条 法令の遵守

業務の履行にあたり、水道法その他、労働関連法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

第4条 提出書類

- (1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類
 - ・業務着手届・業務計画書(業務概要、現場組織、業務工程、業務方法等)・総括責任者選任届(経歴書、資格証明書を含む)・業務従事者一覧表
- (2) 定期報告書類
 - ・業務報告書(日報、月報、年報)
- (3) 契約完了後速やかに提出する書類(成果品)
 - ・業務報告書(状況報告・作業日報等を含む)・記録写真。その他監督員の指示する書類
- (4) 随時提出する書類
 - ・打合せ議事録・その他監督員の指示する書類

5条 業務計画書

受託者は、業務計画を策定し提出すること。なお、業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
 - 業務方針並びに業務の概要
- (2) 現場組織に関すること

現場組織表、業務分担表、緊急時の体制及び連絡体制

(3) 業務工程に関すること

業務工程表、労務計画表

(4) 業務方法に関すること

業務実施方法並びに作業手順

(5) 安全衛生管理に関すること

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

(6) 保全、保安管理に関すること

保全、保安教育の内容及び教育実施予定表

(7) 各種報告書様式

(8) その他必要事項

6条 業務実施

受託者は業務にあたり、次の事項を踏まえ実施しなければならない。

(1)業務計画書を事前に監督員に提出した上で業務に着手する。

(2)事前に図面等で作業場所の周辺状況を把握し、必要な資料等を準備するとともに作業中も携帯する。

(3)作業場所の周囲や、水道施設等に損傷を与えないよう十分留意する。

(4)道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃する。

(5)騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講じる。

(6)作業に使用する機材等は常に点検し、十分な整備を行う。

(7)作業時間は委託者の執務時間内に行うことを原則とする。また、関係機関等から作業期間や時間帯について条件が付された場合には、当該条件を厳守する。

(8)作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努める。

第7条 守秘義務

当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約終了後においても同様とする。

第8条 施設の一般管理

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

第9条 安全管理

- (1)労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- (2)作業場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じる。
- (3)作業にあたり、安全上の支障が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

第10条 業務従事者の資質向上

受託者は、維持管理業務に通じた業務従事者の育成を図るとともに、業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。また、常に施設の状態、状況を正確に把握して、業務を遂行しなければならない。また全国漏水調査協会の試験に合格した従事者とする。

第11条 疑義等

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

第12条 その他

- (1)受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受ける。
- (2)受託者が、監督員の指示に反して業務を続行した場合、及び監督員が事故防止上必要と判断した場合は、業務の一時中止を命じることがある。

第2節 業務実施

業務計画に基づき、次の項目について作業を行い、報告書を作成する。

第1条 現場下見調査

調査に先立ち、調査区域の管理図面と現地の管路、弁栓類の位置、それらの管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等を確認し、調査対象となる水道施設全般を把握する。また、その結果を監督員に報告する。

第2条 戸別音聴調査

調査区域内の各戸給水管の止水栓又は量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音(漏水疑似音)を発見する。なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキング

する場合は、家屋等に十分留意する。

第3条 弁栓音聴調査

弁栓類を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見する。

第4条 路面音聴調査

管路上の路面において、漏水探知器等を用いて漏水音(漏水疑似音)を発見する。

第5条 漏水確認調査

音聴作業等による漏水音(漏水疑似音)箇所を、ボーリングバーを用いて再調査を行い、漏水箇所を確定する。なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意する。